

## ひとり暮らし高齢者等ふれあい戸別収集の実施について

高齢化社会への移行や、一人暮らしや核家族化の進行に伴い、ごみを集積場所まで排出することが困難な高齢者や障害者の方が増えてきています。

ごみ収集を担当するクリーンセンターと健康福祉部が連携し、自ら所定の集積場所までごみを排出することができない方を対象に、玄関先等の所定の場所までごみの戸別収集を行なうとともに、声かけ等による安否確認を行ないます。

### 1 対象者

市内に住所を有し、親族又は近隣世帯の協力が得られない等の理由により、指定されたごみ集積場所までごみを搬出することが困難な方で、次のいずれかに該当する世帯の構成員

- (1) 概ね65歳以上の者のひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯
  - (2) 重度の身体障害、知的障害又は精神障害を有するひとり暮らしの障害者、障害者のみの世帯
- ※ 認定基準の詳細については、検討中。 例) 要介護度、身体障害者手帳の等級など

### 2 申込方法

- (1) 受付 随時
- (2) 申請窓口 高齢福祉課又は障害福祉課
- (3) 審査 本人、ホームヘルパー等の福祉関係者や民生委員などに、現状等についての聞き取り調査等を経て利用の可否を決定

### 3 開始時期

- (1) 申請受付 平成28年度のなるべく早い時期
- (2) 収集開始 利用決定後、現地確認・収集打ち合わせを行った後、収集開始

### 4 収集するごみ

①燃やせるごみ(可燃ごみ)、②プラスチック製容器包装、③プラスチック製容器包装以外の資源ごみ・危険ごみ、④燃やせないごみ(不燃ごみ) ※ 粗大ごみは収集しない

### 5 収集方法

- 収集回数 原則として、毎週1回  
※ 燃やせるごみ、プラスチック製容器包装以外は月1回
- 収集場所 玄関前などの指定された場所
- その他 ごみ出しが無い場合には、声かけ等の安否確認を実施